

## 国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則

平成16年4月1日

達示第75号制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、外国人研究員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(外国人研究員の定義)

第2条 この規則において外国人研究員とは、学術研究の推進を図るため、共同研究等に参画させることを目的に京都大学が招へいし、大学との契約により法人の職員として雇用する者をいう。

(他の規則等との関係)

第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人研究員の就業に関する事項は、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条まで、第15条第1項第3号、第23条、第46条及び第64条の規定は適用しない。

2 外国人研究員の採用については、京都大学教員就業特例規則(平成16年達示第71号)第3条第3項の規定を準用する。

(雇用契約の期間)

第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、会計年度の中で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

(雇用年齢の特例)

第5条 大学が特に必要と認めた場合は、就業規則第22条第1項に定める定年年齢を超えて雇用することができる。

(給与)

第6条 外国人研究員には、次の各号に掲げる給与を支給する。

(1) 俸給

(2) 通勤手当

2 外国人研究員の俸給は、甲種及び乙種とし、甲種は極めて顕著な研究業績を有する者に、乙種はその他の者に適用する。

3 乙種適用者の号俸は、その者の大学卒業若しくは短期大学卒業後の経験年数をもとに、別表第1及び別表第2により決定する。

4 俸給の月額は別表第3のとおりとする。なお、乙種については、都市手当及び雇用期間(雇用期間が会計年度を超える場合は、通算した期間)の区分に応じた俸給月額とする。

5 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第18条の規定を準用して得られた額とする。

6 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については、給与規程の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

別表第1 外国人研究員(乙種適用者)の号俸格付基準表

号俸	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上 ～ 2年未満	0年以上 ～ 5年未満
2	2 ～ 7	5 ～ 10
3	7 ～ 12	10 ～ 15
4	12 ～ 19	15 ～ 22
5	19 ～ 26	22 ～ 29
6	26 ～ 32	29 ～ 35
7	32 ～	35 ～

(注) 上記以外の学歴を有する者については、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則別表第5の修学年数調整表により、いずれか有利な方の学歴に調整するものとする。

別表第2 経験年数換算表

経 歴		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育、研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学歴又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る)		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間、牧師、修道女等の期間		80/100
その他の期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100

別表第3 外国人研究員の俸給月額表

区 分		俸 給 月 額								
甲 種		875,000円								
乙 種	雇 用 期 間	都 市 手 当	号 俸 及 び 俸 給 月 額							
			1	2	3	4	5	6	7	
	6 月 以 上	支 給 地	甲 10%	435,000 円	494,000 円	555,000 円	611,000 円	667,000 円	722,000 円	766,000 円
			甲 6%	419,000 円	476,000 円	535,000 円	589,000 円	643,000 円	696,000 円	738,000 円
			乙 3%	408,000 円	463,000 円	520,000 円	574,000 円	624,000 円	676,000 円	717,000 円
		非支給地	396,000 円	449,000 円	504,000 円	556,000 円	606,000 円	657,000 円	697,000 円	
	6 月 未 満	支 給 地	甲 10%	381,000 円	433,000 円	486,000 円	535,000 円	583,000 円	632,000 円	670,000 円
			甲 6%	367,000 円	417,000 円	468,000 円	516,000 円	562,000 円	609,000 円	646,000 円
			乙 3%	357,000 円	405,000 円	455,000 円	501,000 円	546,000 円	592,000 円	628,000 円
		非支給地	346,000 円	393,000 円	441,000 円	486,000 円	530,000 円	574,000 円	609,000 円	

(注) 都市手当の支給地区分については、給与規程第16条(都市手当)の支給地区分による。